

平成24年4月から

業務管理体制整備の届出が必要となります。

休止・廃止届を事前届出制にするなどの制度改正が併せて行われました。

1 業務管理体制整備の届出は速やかに！

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等(注1)は、法令遵守等の業務管理体制の整備(注2)とその届出が義務づけられます。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくこととなります。

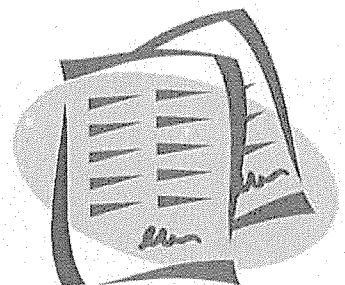
(注1)業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

【障害者自立支援法に基づくもの】

- ア.指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ.指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ.指定障害児通所支援事業者
- エ.指定障害児入所施設
- オ.指定障害児相談支援事業者



(注2)業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ(次表参照)、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

◎届出書の内容～設置する事業所等の数により届出事項が異なります！

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	〃 主たる事業所の所在地
	〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注3)の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注3)法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注4)業務が法令に適合することを確保するための規程

◎事業所の数え方について

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問居宅介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

◎届出書の届け先は事業所の所在地によって決まります。

	事業所等の区分	届出先	備 考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 障害保健福祉部 監査指導室
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	
③	①及び②以外の事業者等	都道府県	

【届出書のイメージ】

記入例 業務管理体制の整備に關して届け出る場合

第1号様式
第2号様式(別添)

受付番号

届出番号に記入する必要はありません。

届出料を記入してください。

事業者自主立案法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の様式

厚生労働大臣 殿

事業年度の最終、代表者氏名は登記簿と一致させてください。法人の代表者印を捺印してください。

事業年度 年 月 日

事業者 名称 株式会社
代表者氏名 東京 一郎

事業年度(法人)番号に記入する必要があります。

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業年度(法人)番号

(1) 法律51条の8第2項、第51条の31第2項関係 (関係)

(2) 法律51条の2第4項、第51条の31第4項関係 (区分の変更)

フリガナ	カシミヤセキカプシホカイシャ
名義又は氏名	霞ヶ関株式会社
住所 (主たる事務所 の所在地)	(郵便番号 100-*****) 東京都(都道)千代田区市 霞ヶ関一丁目1番地1号 府県 区 (ビルの名称等) ○ビル
連絡先 法人の種類 代表者の職名・氏名・生年月日	総務課長 栗村信人 FAX番号 03-5253-****
代表者の住所	職名 代表取締役 フリガナ 住所 世帯 生年 年 月 日 氏名 東京 一郎 月 日 昭和**年**月**日 (郵便番号 100-*****) 東京都(都道)港区市 *****一丁目2番地2号 府県 区 (ビルの名称等)

事業年度の最終、代表者氏名は登記簿と一致させてください。法人の代表者印を捺印してください。

事業法名称等 及び所在地	事業所名称	事業所番号	所在地
-----------------	-------	-------	-----

① 事業所名称：場の施設に事業所等の名称を記入してください。

○ 掲出に差し支えない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただくことも差し支えありません。

○ 添付資料は、A4用紙により、縦長資料の写し及び断頭印刷したもので構いません。

○ なお、添付資料の表紙に「事業所等の名称等」が記入されたよう「事業所等の名称（〇〇会）」と記入してください。

② 該当する事業所の区分に○を付けてください。

事業所区分	事業所区分
4 障害者自立支援法に該当する事業（事業所の区分）	① 第31条の2（指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設等の設置等） (2) 第31条の5（指定児童発達支援事業所）

障害者自立支援法 施行規則第34条の28 及び第34条の29 第2項第2号から第4号 に該当する事業	第2号 自治体や関係者の名称（フリガナ） 第3号 所長（フリガナ） 第4号 業務執行や施設の運営の責任者（フリガナ）	住所及び〒 電話番号（フリガナ）
--	---	--------------------------------

○ 掲げ出る事項について該当する番号をすべて○を付けてください。

○ 第2号については、名称（フリガナ）及び住所年月を記入してください。

○ 第3号及び第4号を掲げ出る場合は、数量等がわかる資料を添付してください。

○ 添付資料は、A4用紙により、縦長資料の写し及び断頭印刷したもので構いません。

○ 添付資料については、（参考資料）に制図をください。

6 区外事業	区外事業の施設名称、担当氏（氏）：係	区外事業の担当氏（氏）	区外事業の担当氏（氏）
事業所（法人）番号	事業所（法人）番号	事業所（法人）番号	事業所（法人）番号
区外事業の担当氏	区外事業の担当氏	区外事業の担当氏	区外事業の担当氏
区分別実務担当者氏名、担当氏（氏）	区分別実務担当者氏名、担当氏（氏）	区分別実務担当者氏名、担当氏（氏）	区分別実務担当者氏名、担当氏（氏）
区外事業の担当氏	区外事業の担当氏	区外事業の担当氏	区外事業の担当氏

（日本工務局規格用紙）

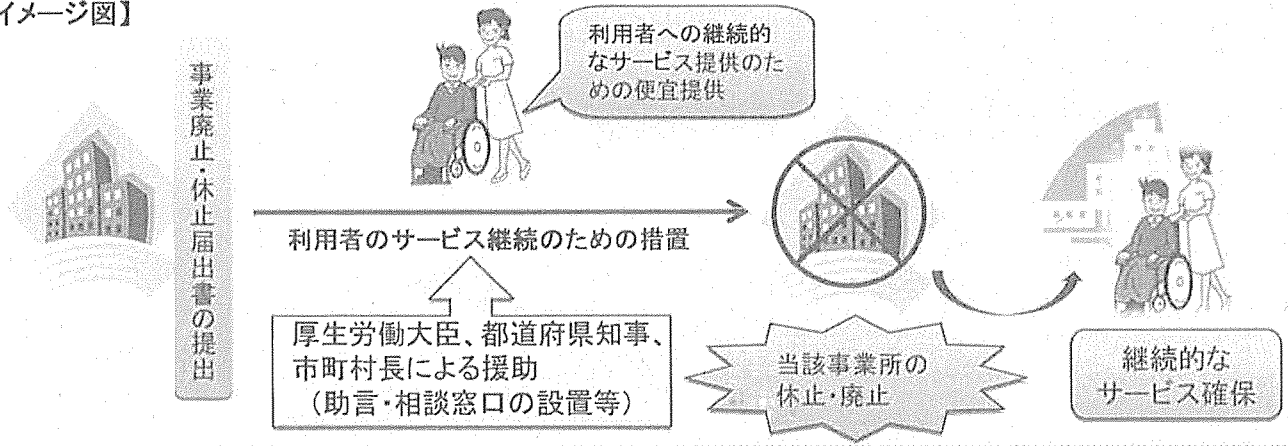
2 休止・廃止届が事前届出制に

- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わりました。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までに廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなりました。

3 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

- 休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられました。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。

【イメージ図】



4 指定の取り消しにおける連座制の見直し

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなりました。
- ② 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加されました。

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

障害福祉サービス ◎ごとの類型内で適用

- ◎障害福祉サービスⅠ
・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護
- ◎障害福祉サービスⅡ
・ 生活介護（※） ・ 短期入所
- ◎障害福祉サービスⅢ
・ 重度障害者等包括支援
- ◎障害福祉サービスⅣ
・ 共同生活介護 ・ 共同生活援助
- ◎障害福祉サービスⅤ（※）
・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援

※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

障害者支援施設

- ・ 障害者支援施設

相談支援(障害者)

◎ごとの類型内で適用

- ◎地域相談支援
・ 一般相談支援
(地域移行支援、地域定着支援)
- ◎計画相談支援
・ 特定相談支援

障害児通所支援

- ・ 障害児通所支援

相談支援(障害児)

- ・ 障害児相談支援



【業務管理体制の整備に関する届け出の提出先】

○障害者総合支援法に基づく届出

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当

TEL：03-5320-4325

○児童福祉法に基づく届出

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 児童福祉施設担当

TEL：03-5320-4374

届出のしおり

～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律及び児童福祉法に基づく
業務管理体制の整備～

業務管理体制の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

記入要領 1

第 2 5 号様式及び第 1 5 号様式

・・・業務管理体制の整備に関して届け出る場合・・・ 7

記入要領 2

第 2 5 号様式及び第 1 5 号様式

・・・事業所等の指定等により事業展開地域が変更し
届出先区分の変更が生じた場合・・・・・・・・・・・・ 9

記入要領 3

第 2 6 号様式及び第 1 6 号様式

・・・届出事項に変更があった場合・・・・・・・・・・・・ 1 1

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく届出書】

第 2 5 号様式・第 2 6 号様式

【児童福祉法に基づく届出書】

第 1 5 号様式・第 1 6 号様式

● 業務管理体制の概要

平成22年の障害者自立支援法等の改正により、平成24年4月1日から、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

1. 事業者ごとの届出

届出は、指定を受けている事業所又は施設の申請（開設）者である事業者ごとに行います。

なお、届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

【障害者総合支援法の根拠条文】

- (1) 法第51条の2 : 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助

- (2) 法第51条の31 : 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

【児童福祉法の根拠条文】

- (1) 法第21条の5の26 : 指定障害児通所支援事業者等

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

- (2) 法第24条の19の2 : 指定障害児入所施設等の設置者

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- (3) 法第24条の38 : 指定障害児相談支援事業者

障害児相談支援

2. 事業者が整備する業務管理体制

業務管理体制の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「 法令遵守規程 」）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「 法令遵守規程 」）の整備
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 法令遵守責任者 」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 法令遵守責任者 」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 法令遵守責任者 」）の選任
事業所等の数	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

3. 届出書に記載すべき事項

届出事項	対象となる事業者
① 事業者の名称又は氏名 〃 主たる事務所の所在地 〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」（注 1）の氏名、生年月日	
③ 上記に加え、「法令遵守規程」（注 2）の概要（注 3）	事業所等の数が 20 以上 の事業者
④ 上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要（注 4）	事業所等の数が 100 以上 の事業者

（注 1）法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

「法令遵守責任者」については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）並びに各法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

（注 2）業務が法令に適合することを確保するための規程

（注 3）「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

（注 4）「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定

に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることが出来ます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

4. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

障害者総合支援法及び児童福祉法の該当する条文（事業者の区分）ごとに届出が必要です。

区 分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であつて、すべての事業所等が同一区市町村内に所在する事業者	区市町村
③ 事業所等が八王子市のみに所在する場合	八王子市
④ 障害児通所支援事業又は障害児入所支援を行う事業者等であつて、全ての事業所等が同一児童相談所設置区内に所在する事業者	児童相談所設置区 (世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、品川区)
⑤ 上記以外の事業者	東京都

※ 事業所等の展開に応じて届出先が違います。

※ 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないのでご注意ください。

5. 届出方法

(1) 提出物

届出書1部を**郵送又はメール**にて提出してください。

郵送の場合、封筒には朱書きで「業務管理体制の届出書在中」と明記ください。

メールの場合、件名に「業務管理体制の届出」と明記ください。

(2) 届出先

障害者総合支援法に基づく届出	児童福祉法に基づく届出
東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 TEL：03-5320-4325 メールアドレス： shogai-gyomukanritaisei01@section.metro.tokyo.jp	東京都福祉局障害者施策推進部 施設サービス支援課児童福祉施設担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 TEL：03-5320-4374 メールアドレス： gyomukanritaisei-jidou01@section.metro.tokyo.jp

6. 届出に必要な様式等について

届出が必要となる事由	様式	記入要領・記入例
① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合		
※ 全ての事業者は、平成24年4月1日以降、届け出る必要があります。		
障害者総合支援法第51条の2第2項に基づく場合	第25号様式	記入要領 1 記入例 1
障害者総合支援法第51条の3第2項に基づく場合	第25号様式	記入要領 1 記入例 1
児童福祉法第21条の5の2第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項に基づく場合	第15号様式	記入要領 1 記入例 1
② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合		
注) この区分の変更に関する届出は、 変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要 があります。 例：A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県においても事業を開始した場合 届出先： 【変更前】 A県知事 → 【変更後】 厚生労働省本省		
障害者総合支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項に基づく場合	第25号様式	記入要領 2 記入例 2-1 2-2
児童福祉法第21条の5の2第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項に基づく場合	第15号様式	記入要領 2 記入例 2-1 2-2
③ 届出事項に変更があった場合		
○ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。 ・事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合		
障害者総合支援法第51条の2第3項、第51条の31第3項に基づく場合	第26号様式	記入要領 3 記入例 3
児童福祉法第21条の5の2第6、第24条の19の2、第24条の38第3項に基づく場合	第16号様式	記入要領 3 記入例 3
事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。		

記入要領 1

第 2 5 号様式及び第 1 5 号様式

・・・業務管理体制の整備に関して届け出る場合

全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開に応じ関係行政機関に届け出る必要があります。

東京都へ届け出る事業者は、第 2 5 号様式（障害者総合支援法に基づく様式）及び第 1 5 号様式（児童福祉法に基づく様式）を用いて提出してください。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法の該当する条文（事業者の区分）ごとに届出が必要です。

【事業所等の展開に応じた届出先行政機関】

区 分	届出先
① 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 （社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室）
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一区市町村内に所在する事業者	区市町村
③ 事業所等が八王子市のみに所在する場合	八王子市
④ 障害児通所支援事業又は障害児入所支援を行う事業者等であって、すべての事業所等が同一児童相談所設置区内に所在する事業者	児童相談所設置区 （世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、品川区）
④ 上記以外の事業者	東京都

※ 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

【障害者総合支援法の該当する条文】

- (1) 法第 51 条の 2 : 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者
- (2) 法第 51 条の 31 : 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

※ 上記(1)、(2)の条文ごと届出が必要です。

例えば、(1)、(2)双方の指定がある場合、届出様式を障害福祉サービス事業等（法第 51 条の 2）で 1 通、相談支援事業（法第 51 条の 31）で 1 通、ご提出が必要です。

【児童福祉法の該当する条文】

- (1) 法第 21 条の 5 の 26 : 指定障害児通所支援事業者等
- (2) 法第 24 条の 19 の 2 : 指定障害児入所施設等の設置者
- (3) 法第 24 条の 38 : 指定障害児相談支援事業者

※ 上記(1)～(3)の条文ごと届出が必要です。

例えば、(1)、(2)、(3)の指定がある場合、届出様式を障害児通所支援事業者等（法第 21 条の 5 の 26）で 1 通、障害児入所施設等（法第 24 条の 19 の 2）で 1 通、障害児相談支援事業者（法第 24 条の 38）で 1 通、ご提出が必要です。

～記入方法～

※ 受付番号及び「1 届出の内容」欄の上段の「事業者（法人）番号」には記入する必要はありません。

1 「届出の内容」欄

業務管理体制の整備に関して届け出る場合は、（1）法第 51 条の 2 第 2 項、第 51 条の 31 第 2 項関係（整備）に○を付けてください（第 15 号様式の場合は、（1）児童福祉法第 21 条の 5 の 26 第 2 項、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 2 項関係（整備）に○を付けてください。）。

※ 届出先行政機関が変更される場合（区分の変更）については、次の記入要領 2 を参考にしてください。

2 「事業者」欄

① 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。

② 「法人の種別」は、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。

3 「事業所名称等及び所在地」欄

① 事業所名称及び所在地等を記入し、「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。

※ 事業所数の数え方は、「参考資料」（p 12）を参照してください。

② この様式に書ききれない場合は、事業所等の合計数のみを記入し、添付資料として、別表「事業所一覧（参考様式）」を添付してください。

添付資料は、A4 用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いませんが、その場合は添付資料の表紙に、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計〇〇ヵ所」と記入してください。

4 「障害者総合支援法（児童福祉法）上の該当する条文（事業者の区分）」欄

届け出る事業者の区分については、次の条文ごとの事業者区分を参考に、いずれかの該当する番号に○を付けてください。

【様式第 25 号様式】

（1）法第 51 条の 2：指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者

（2）法第 51 条の 31：指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

※ 上記(1)、(2)の条文ごと届出が必要です。

【様式第 15 号様式】

（1）法第 21 条の 5 の 26：指定障害児通所支援事業者等

（2）法第 24 条の 19 の 2：指定障害児入所施設等の設置者

（3）法第 24 条の 38：指定障害児相談支援事業者

※ 上記(1)～(3)の条文ごと届出が必要です。

5 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 28 及び第 34 条の 62 第 1 項第 2 号から第 4 号（児童福祉法施行規則第 18 条の 38、第 25 条の 23 の 2 及び 25 条の 26 の 9 第 1 項第 2 号から第 4 号）に基づく届出事項」欄

- ① 事業所等数に応じて整備し届け出る業務管理体制については、次の表を参考に、該当する番号全てに○を付けてください。

- 第 2 号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
 第 3 号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
 第 4 号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等の数に応じて整備する業務管理体制			
	事業所等の数		
	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
第 2 号	○	○	○
第 3 号	×	○	○
第 4 号	×	×	○

- ② 第 2 号については、その氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- ③ 第 3 号及び第 4 号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。
 添付資料は、A 4 用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
 添付資料については、「参考資料」（p 1 2）に御留意ください。

6 「区分変更」欄

業務管理体制を整備し届け出る場合は、記入する必要はありません。

記入要領 2

第 2 5 号様式及び第 1 5 号様式

- ・・・事業所等の指定等により事業展開地域が変更し
届出先区分の変更が生じた場合

業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴う事業展開地域の変更により、届出先区分に変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

東京都へ届け出る場合は、第 2 5 号様式（障害者総合支援法に基づく様式）及び第 1 5 号様式（児童福祉法に基づく様式）で、他の行政機関へ届け出る場合は、各行政機関の定める様式で届け出てください

～記入方法～

※ 受付番号及び「1 届出の内容」欄の上段の「事業者（法人）番号」には記入する必要はありません。

1 「届出の内容」欄

届出先区分の変更が生じた場合は、（2）法第 51 条の 2 第 4 項、第 51 条の 31 第 4 項関係（区分の変更）に○を付けてください（第 1 5 号様式の場合は、（2）児童福祉法第 21 条の 5 の 26 第 4 項、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 4 項関係（区分の変更）に○を付けてください。）。

2 「事業者」欄

- ① 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」欄は、登記内容等と一致させてください。
- ② 「法人の種別」は、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。
- ③ 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

3 「事業所名称等及び所在地」欄

- ① 事業所名称及び所在地を記入し、「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。
※ 事業所数の数え方は、「参考資料」（p 1 2）を参照してください。
- ② この様式に書ききれない場合は、事業所等の合計数のみを記入し、添付資料として、別表「事業所一覧（参考様式）」を添付してください。
添付資料は、A 4 用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いませんが、その場合は添付資料の表紙に、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計〇〇ヵ所」と記入してください。
- ③ 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

4 「障害者総合支援法（児童福祉法）上の該当する条文（事業者の区分）」欄

届け出る事業者の区分については、次の条文ごとの事業者区分を参考に、いずれかの該当する番号に○を付けてください。

【様式第 2 5 号様式】

- （1）法第 51 条の 2：指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者
- （2）法第 51 条の 31：指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

※ 上記(1)、(2)の条文ごと届出が必要です。

【様式第 15 号様式】

- (1) 法第 21 条の 5 の 26 : 指定障害児通所支援事業者等
- (2) 法第 24 条の 19 の 2 : 指定障害児入所施設等の設置者
- (3) 法第 24 条の 38 : 指定障害児相談支援事業者

※ 上記(1)～(3)の条文ごと届出が必要です。

5 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 28 及び第 34 条の 62 第 1 項第 2 号から第 4 号（児童福祉法施行規則第 18 条の 38、第 25 条の 23 の 2 及び 25 条の 26 の 9 第 1 項第 2 号から第 4 号）に基づく届出事項」欄

- ① 事業所等数に応じて整備し届け出る業務管理体制について、下の表を参考に、該当する番号全てに○を付けてください。

- 第 2 号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 第 3 号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 第 4 号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等の数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等の数		
	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
第 2 号	○	○	○
第 3 号	×	○	○
第 4 号	×	×	○

- ② 第 2 号については、その氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- ③ 第 3 号及び第 4 号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。
別添資料は、A4 用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
別添資料については、「参考資料」（p 12）に御留意ください。
届出先区分の変更に併せて、指定等事業所等の数の変更により、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この欄に記入してください。
- ④ 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

6 「区分変更」欄

- ① 「事業者（法人）番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入してください。
- ② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入してください。
書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の理由がわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
資料を添付する場合は、A4 用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- ③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

記入要領 3

第 26 号様式及び第 16 号様式 ・ ・ ・ 届出事項に変更があった場合

～記入方法～

- 1 届け出た事項に変更があった事業者は、第 26 号様式（障害者総合支援法に基づく様式）及び第 16 号様式（児童福祉法に基づく様式）を用いて東京都に届け出てください。
- 2 受付番号には記入する必要はありません。
- 3 事業者（法人）番号には、届出先行政機関が付番した番号を記入してください。
- 4 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入してください。
なお、書ききれない場合は、記入を省略し変更内容のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
添付資料は、A4 用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- 5 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。
- 6 「5、事業所名称等及び所在地」について
事業所等の指定や廃止等により**その数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ**届け出てください。
（事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。）
この場合は、「変更前欄」と「変更後欄」のそれぞれに、事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定年月日、事業所番号、所在地を記入してください。
書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、これらの事項が書かれた添付資料として、別表「事業所一覧（参考様式）」を添付してください。
添付資料は、A4 用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- 7 「7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8、業務執行の状況の監査の方法の概要」について
事業者の業務管理体制について変更が生じた場合（組織の変更、規定の追加等）に届け出てください。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届け出る必要はありません。
なお、事業所等の数の変更により、「7」又は「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には「7」又は「8」の概要等がわかる資料を添付してください。
添付資料は、A4 用紙により既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

●事業所数について

事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。

事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

●法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者）について

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）並びに各法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

●法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

●業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年 1 回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法」の概要につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

業務管理体制の整備 Q&A（令和5年7月版）

<よくある質問事項>

Q1 業務管理体制の整備とは

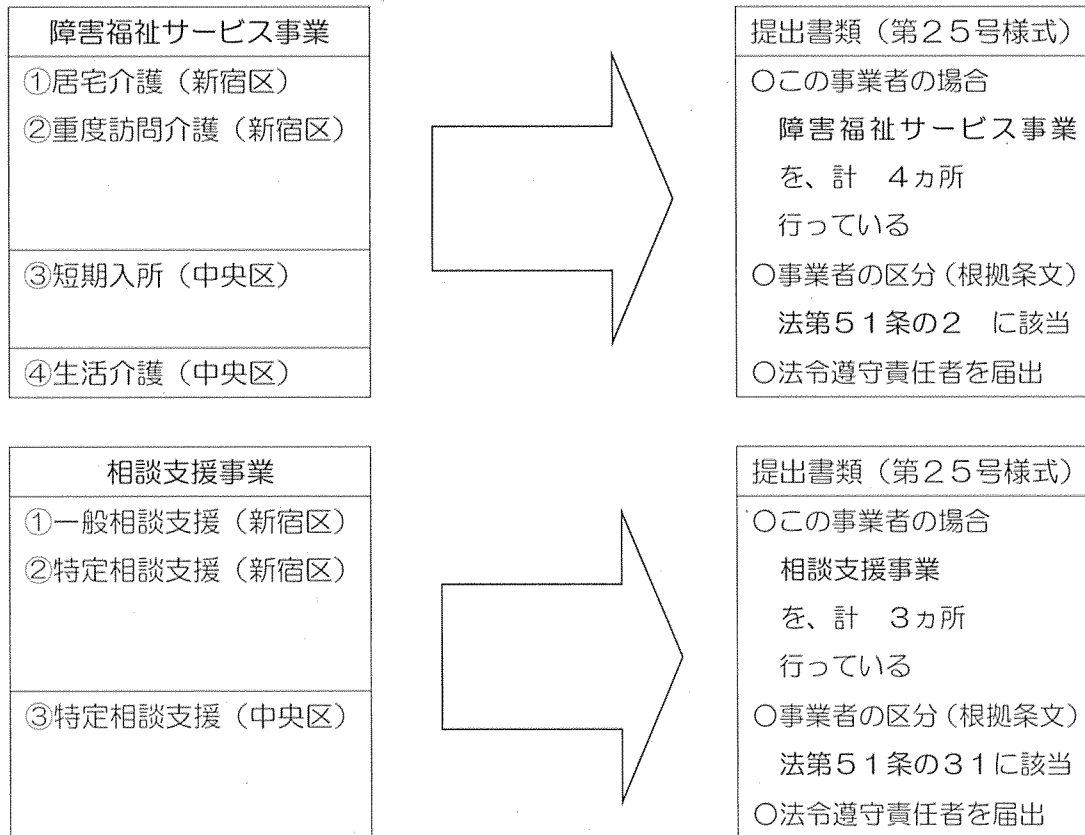
A1 平成22年の障害者自立支援法等の改正により、平成24年4月1日から、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。（届出のしおりP2抜粋）

Q2 新宿区と中央区で複数の事業所を開設しているがそれぞれ届出が必要か

A2 届出は、指定を受けている施設の申請（開設）者である事業者（法人）ごとに行います。なお、届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

（参考）1事業者（法人）が複数の事業所を運営している場合



※ 上記事業者は、第25号様式を障害福祉サービス事業で1通、相談支援事業で1通、届出が必要です。

児童福祉法においても同様。ただし事業者の区分（根拠条文）は3つに分かれ、第15号様式となる。

- ・ 障害児通所支援事業（法第21条の5の26）
- ・ 障害児入所施設等（法第24条の19の2）
- ・ 障害児相談支援事業（法第24条の38）

Q3 すべての事業者が法令遵守規程の作成と監査役を立てる必要があるのか

A3 すべての事業者ではありません。

A2 で数えた事業数に応じて、法令遵守規程や監査役等の整備が必要になります。

（届出のしおりP3参照）

事業数が20カ所未満 ⇒ 法令遵守責任者の届出

事業数が20カ所以上100カ所未満 ⇒ 法令遵守責任者、法令遵守規程の届出

事業数が100カ所以上 ⇒ 法令遵守責任者、法令遵守規程、監査方法の届出

Q4 法令遵守責任者に要件はあるのか、また一事業所の管理者でもよいのか

A4 要件はありません。しかし、事業者（法人）が事業を法に基づいて行う上で少なくとも障害者総合支援法及び児童福祉法並びに各法に基づく命令の内容に精通した方を想定しています。

一事業所の管理者等ではなく、法人内事業（A6に該当するもの）全般をご理解している方が望ましく、代表者自身が法令遵守責任者になっていただいてもかまいません。

（届出のしおりP12抜粋）

Q5 事業を休止している場合も届出が必要か

A5 休止中の事業所がある事業者（法人）についても再開見込みの有無に係らず届出が必要です。

Q6 地域生活支援事業の移動支援も行っているが、届出に含まれるのか

A6 地域生活支援事業は含まれません。

届出が必要になるのは下記の障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文に規定された事業を行う事業者（法人）です。（届出のしおりP2参照）

【障害者総合支援法の根拠条文】

法第51条の2：指定障害福祉サービス事業及び指定障害者支援施設等の設置者

法第51条の31：指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法の根拠条文】

法第21条の5の26：指定障害児通所支援事業者等

法第24条の19の2：指定障害児入所施設等の設置者

法第24条の38：指定障害児相談支援事業者

Q7 業務管理体制の届出についての担当窓口はどこか

A7 法令ごとに窓口が異なりますのでご注意ください。

○障害者総合支援法に基づく届出

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当

TEL：03-5320-4325

FAX：03-5388-1413

○児童福祉法に基づく届出

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 児童福祉施設担当

TEL：03-5320-4374

FAX：03-5388-1407

Q8 届出をしなかった場合はどうなるか

A8 業務管理体制の整備は法に基づいた義務規定ですので、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて事業を行う場合には必ず届出が必要です。

万が一、実地検査等で届出していないことが発覚した場合は監査指摘事項の対象となりますのでご注意ください。

Q9 他県でも事業を行っているが届出はどこに出すのか

A9 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者(法人)の届出先は下記のとおりです。

【厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL03-5253-1111（内線 3009）

FAX03-3502-0892

記入例 1

業務管理体制の整備に関して届け出る場合

第15号様式

記入の必要無し

受付番号

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

届出日を記入してください

令和 3 年 6 月 1 日

東京都知事 殿

事業者 所在地 東京都新宿区西新宿●-▲ 本庁舎ビル◆階
(設置者) 名 称 株式会社 都庁介護
代表者氏名 福祉 太郎

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記入の必要無し

事業者(法人)番号

1 届出の内容 (該当の項目に○をつける)

- (1) ☒ 法第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項関係(整備)
(2) ☐ 法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項関係(区分の変更)

フリガナ	カブシキガイシャ トチョウカイゴ		
名称又は氏名	株式会社 都庁介護		
住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 1 6 3 - ● ● ● ●) 東京 (都道府県) 新宿 (区市) 西新宿 ●-▲ (ビルの名称等) 本庁舎ビル◆階		
連 絡 先	電話番号	03 - 5320 - ****	FAX番号 03 - 5388 - ****
法 人 の 種 別	営利法人		
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ フクシ タロウ 氏 名 福祉 太郎 生年月日 昭和×× 年 5 月 1 日
代表者の住所	(郵便番号 1 0 0 - ● ● ● ●) 東京 (都道府県) 渋谷 (区市) 渋谷 ◆-●●● (ビルの名称等)		

3 事業所名称等及び所在地(複数ある)	事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地
※該当する事業者の区分に○を付けてください。	*別表に記載	※事業所等が多数ある場合は別表に記載し、事業所等の合計数のみを記入してください。		
	計 3 ケ所			

4 児童福祉法上の該当する条文(事業者の区分)	(1) ☒ 法第21条の5の26(指定障害児通所支援事業者)
	(2) ☐ 法第24条の19の2(指定障害児入所施設の設置者)
	(3) ☐ 法第24条の38(指定障害児相談支援事業者)
5 児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び第25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項(該当の項目すべてに○をつける)	第2号 ☒ 法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生年月日 福祉 太郎(フクシ タロウ) 昭和×× 年 5 月 1 日
	第3号 ☐ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(別添のとおり)
	第4号 ☐ 業務執行の状況の監査の方法の概要(別添のとおり)

※該当する番号全てに○を付けてください。

6 区分変更	事業者(法人)番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課	
	区分変更日	年 月 日

事業者の名称、住所、法人の種類、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

※第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。

※第3号、第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料(写しでも可)を添付してください。(注)添付資料については、しおり12ページをご確認ください。

業務管理体制を整備し、届け出る場合は、6の欄に記入する必要はありません。

記入例

「事業所一覧（参考様式）」は、「東京都障害者サービス情報」からダウンロードできます。
※東京都障害者サービス情報＞書式ライブラリー 内に掲載する予定です。
http://www.shougai.fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspTop.php

※事業所一覧は、既存資料の写し及び両面印刷（A4用紙のもの）したもので構いませんが、その場合は一覽の表紙に、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○〇ヵ所」と記入してください。